

九州大学情報基盤研究開発センター研究用計算機システムの利用に関する規程

平成16年度九大規程第127号

制定：平成16年 4月 1日

最終改正：令和 元年 9月 2日

(令和元年度九大規程第37号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学情報基盤研究開発センター規則（平成16年度九大規則第143号）第6条の規定に基づき、九州大学情報基盤研究開発センター（以下「センター」という。）が管理運営する全国共同利用のスーパーコンピュータシステム等（以下「研究用計算機システム」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 研究用計算機システムは、学術研究のために利用させる。ただし、その利用を妨げない限度において、教育及び社会貢献等のために利用させることができる。

(利用者の資格)

第3条 研究用計算機システムを利用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大学、高等専門学校又は大学共同利用機関の教員及び学生
- (2) 独立行政法人（前号に規定する機関を除く。）に所属する研究職員
- (3) 学術研究を目的とする研究機関でセンターの長（以下「センター長」という。）が認めた機関に所属し、専ら研究に従事する者
- (4) 外部資金を受けて学術研究を行う者
- (5) 民間企業等に所属する者で、別に定める審査機関における審査を経て、センター長が認めたもの（前2号に該当する者を除く。）
- (6) その他特にセンター長が適当と認めた者

(利用の承認)

第4条 研究用計算機システムを利用しようとする者又は次条の代表者は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 申請者の氏名
- (2) 申請者の所属
- (3) 第10条に規定する支払責任者
- (4) その他センター長が必要と認めた事項

2 センター長は、研究用計算機システムの利用を承認した場合は、登録番号を付してその旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の登録番号の有効期間は1年以内とし、当該事業年度を超えることができない。

(包括承認)

第4条の2 センター長が必要と認めたときは、研究用計算機システムを利用しようとする複数の者を代表する者（以下「代表者」という。）に包括してその利用を承認することができる。

2 代表者は、前項の承認を受けたときは、前条第2項の規定により通知を受けた登録番号を、包括する他の研究用計算機システムを利用しようとする者に交付するものとする。この場合において、代表者は、登録番号を交付した者の氏名、所属その他センター長が定める事項をセンター長に報告しなければならない。

(利用の変更等)

第5条 研究用計算機システムの利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項について変更しようとする場合は、同条の規定により新たに申請しなければならない。

2 利用者は、研究用計算機システムの利用の取消しをしようとする場合は、その旨を、速やかにセンター長に届け出なければならない。

3 利用者は、第4条第1項第1号及び第4号に掲げる事項について変更をしようとする場合は、その旨を、速やかにセンター長に届け出なければならない。

4 センター長は、前項の届出を受理した場合は、その旨を利用者に通知するものとする。

(利用年度の更新)

第6条 利用者は、研究用計算機システムの利用年度を更新することができる。

2 前項の場合の手續等については、第4条第1項及び第2項の規定を準用する。

(目的外使用の禁止)

第7条 利用者は、登録番号を学術研究等以外のために使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(報告)

第8条 利用者は、研究用計算機システムの利用を終了又は中止した場合は、その旨を、速やかにセンター長に届け出るとともに、その結果を報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センター長は、必要に応じ利用者に対し、研究用計算機システム利用の途中においても、その経過について報告を求めることができる。

3 利用者は、研究用計算機システムを利用して行った研究の成果を論文等により公表する場合は、当該論文等にセンターを利用した旨を明記するものとする。

(経費の負担)

第9条 次条第4項に定める支払責任者は、利用者の研究用計算機システムの利用に係る経費を別表1に定めるところにより負担しなければならない。ただし、利用者が第3条第5号に規定する者の場合は、別表2に定めるところにより当該経費を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が特に認める場合は、負担の全部又は一部を免除することができる。

3 第1項に規定する負担金は、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより、所定の期日までに支払わなければならない。

4 前項により支払われた負担金は、原則として返還しない。

(支払責任者の登録)

第10条 前条で定める経費を負担しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 支払責任者の所属及び氏名

(2) 支払科目及び科学研究費等に係る事項

(3) 経理担当者に係る請求先及び所在地

(4) その他センター長が必要と認めた事項

2 センター長は、前項各号に掲げる事項を承認した場合は、支払責任者番号を付してその旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の支払責任者番号の有効期間は1年以内とし、当該事業年度を超えることができない。

4 支払責任者登録申請を承認され、支払責任者番号の発行を受けた者を支払責任者という。

(支払責任者の登録変更等)

第11条 支払責任者は、前条第1項各号に掲げる事項について変更しようとする場合は、前条の規定により新たに申請しなければならない。

2 センター長は、前項の申請を承認した場合は、その旨を支払責任者に通知するものとする。

(利用の中止)

第12条 利用者が、この規程又はこの規程に基づく定め違反した場合その他センターの運営に重大な支障を生ぜしめた場合には、センター長は、利用の承認を取り消し、又は一定期間センターの

利用を停止することができる。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究用計算機システムの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規程第159号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規程第69号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第139号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規程第3号)

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規程第65号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規程第1号)

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規程第24号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第81号)

この規程は、平成22年12月9日から施行し、改正後の九州大学情報基盤研究開発センター研究用計算機システムの利用に関する規程の規定は、平成22年6月1日から適用する。

附 則 (平成22年度九大規程第143号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の九州大学情報基盤研究開発センター研究用計算機システムの利用に関する規程中、別表1及び別表2の高性能演算サーバ (PRIMERGY RX200 S6) の欄を加える改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第14号)

この規程は、平成24年9月10日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第44号)

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第113号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規程第52号)

この規程は、平成29年11月17日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第37号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表 1 (第9条関係)

区 分	スーパーコンピュータシステム"ITO"				
	サブシステム A	サブシステム B	基本フットプリント*	大容量フットプリント*	ストレージ
共有タイプ	1ノード(36コア) 月額：750円	1ノード(36コア) 月額：2,200円	1CPU(18コア) 月額：460円	1CPU(22コア) 月額：660円	/
ノード固定タイプ	1ノード(36コア) 月額：6,000円	1ノード(36コア) 月額：17,000円	1CPU(18コア) 月額：3,700円	1CPU(22コア) 月額：5,300円	10TB 月額：350円
公募型プロジェクト	無 料				
備 考 ・上記の金額は消費税を含む。 ・1ヶ月未満の利用期間については、当該利用期間を1ヶ月とみなす。					

別表 2 (第9条関係)

区分	スーパーコンピュータシステム"ITO"				
	サブシステム A	サブシステム B	基本フットプリント*	大容量フットプリント*	ストレージ
共有タイプ	1ノード(36コア) 月額：990円	1ノード(36コア) 月額：2,900円	1CPU(18コア) 月額：610円	1CPU(22コア) 月額：870円	/
ノード固定タイプ	1ノード(36コア) 月額：8,000円	1ノード(36コア) 月額：23,000円	1CPU(18コア) 月額：4,900円	1CPU(22コア) 月額：7,000円	10TB 月額：460円
備 考 ・上記の金額は消費税を含む。 ・1ヶ月未満の利用期間については、当該利用期間を1ヶ月とみなす。					